

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月28日

千葉県公安委員会委員長 羽田 明

千葉県公安委員会規則第10号

千葉県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

千葉県道路交通法施行細則（昭和35年千葉県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項（道路運送車両法第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。以下同じ。）が記載された書面」に改める。

第4条の2第1項第2号中「自動車検査証の写し」を「自動車検査証記録事項が記載された書面」に改める。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。